

市税の納め忘れはありませんか？

～納付はお早めに～

問い合わせ 納税相談課(☎402831)

市税は、市民の皆さんが安心して健康的な暮らしを送るために必要な社会保障、ごみ処理、教育、道路整備、新型コロナウイルス感染症対策など、さまざまな施策を進める上で非常に大切な財源です。

大多数の人に市税を納期限内に納付していただいておりますが、納付しない人がいると財源不足となり住民サービスに支障を来すことになります。

市税は忘れずに期限内に納めていただきますようお願いします。



■ 平日の昼間、市役所や金融機関の窓口で納付できない人は、下記の方法を利用してください

口座振替

忙しくて時間の取れない人や納付場所まで行くことが困難な人には、指定口座から自動的に納付できる口座振替がお勧めです。

◎利用できる税・保険料

固定資産税・市県民税(普通徴収)・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

◎口座振替ができる金融機関

しのみめ信用金庫・群馬銀行・東和銀行・多野藤岡農協・中央労働金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)・ぐんまみらい信用組合(通帳を開設した店舗のみ)・群馬県信用組合



■ 納付が困難な場合は相談してください

病気・災害・盗難・事業の休廃止・失業・新型コロナウイルス感染症の影響による減収など、やむを得ない事情により、市税を納期限内に納付することが困難な場合は、「一人で悩まず」「放置せず」早めに相談してください。



夜間窓口での納付

祝日を除く毎週水曜日午後8時まで(鬼石総合支所は午後7時まで)開設している夜間窓口で納付できます。

コンビニ納付

コンビニではいつでも納付できます。

◎バーコード付き納付書の有効期限

発行日から1年になります。有効期限が過ぎている場合は、納付書を再発行しますので納税相談課へお問い合わせください。

※金融機関(ゆうちょ銀行を除く)では、発行日から1年を過ぎた場合でも納付できます

※利用できるコンビニは納付書の裏面に記載されています

※バーコードが付いていない納付書は、コンビニでは納付できませんので注意してください

■ やむを得ず強制的な措置も

市に相談がなく納期限を過ぎても納付しない人に対しては、財産調査を実施し、預貯金・給与・自動車・不動産などが差し押さえとなる場合があります。差し押さえた自動車や不動産などは、公売し、その売却代金を滞納市税へ充当します。

※財産を差し押さえるために、建物内を強制的に捜索する場合があります

令和3年度固定資産税と都市計画税を軽減

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月～10月のうち連続する3カ月間の事業収入が、前年同期より30%以上減少した中小事業者などを対象に、税の軽減を行います。

以上全額▽30%以上50%未満▽2分の1
申請方法 軽減を受けるには、税理士・金融機関・商工会議所などの認定経営革新等支援機関などに依頼し、事業収入の減少や事業規模などの確認を受けた上で、軽減に関する申告書と確認書類を提出する必要があります。申告書は、税務課にあるほか市ホームページからダウンロードできます

確認書類 収入の減少が確認できる物(会計帳簿など)、事業用家屋の割合が確認できる物(青色申告決算書や収支内訳書など)、令和3年度償却資産申告書。軽減に関する申告書の確認欄に支援機関などによる記載がない場合、軽減は受けられません
提出期限 令和3年2月1日(月)申請・問い合わせ 税務課(☎402836)

家屋の取り壊し、用途変更に関する届け出

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税しています。

家屋を取り壊した場合

令和2年12月31日までに家屋の一部または全部を取り壊した場合、3年度の固定資産税台帳から削除するには年内に法務局で滅失登記をする必要があります。未登記家屋を取り壊した場合や年内に登記を済ませることが難しい場合

家屋の用途変更をした場合

用途変更の届け出をしないでください。

共通事項

持ってくる物 ▽届出人の印鑑(スタンプ印不可)▽12月31日までに家屋を取り壊した場合は、取り壊し年月日および

は、市税務課へ届け出をしてください。なお新増築の家屋評価のときに市職員が確認した場合は届け出は不要です。

び取り壊し業者名が記載された解体証明書▽用途変更の場合は、用途変更したことが分かる物

その他 登記の方法などについては前橋地方法務局高崎支局へ問い合わせてください。市役所への届け出用紙は税務課にあるほか市ホームページからダウンロードできます
問い合わせ 税務課(☎402836)

未登記家屋の所有者変更手続き

登記をしていない家屋を相続や売買、贈与などで所有者の変更をする場合、市への届け出が必要です。

※登記のある家屋の所有者変更は法務局で所有権移転登記を行ってください

持ってくる物 ▽未登記家屋所有者変更申出書(実印押印)▽新旧の所有者の印鑑証明書

事業用償却資産の申告

令和3年1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。

※税務署で行う国税の申告とは異なりますので、市へ必ず申告してください。なお、市では申告内容の調査を行っており、未申告資産が確認された際には、遡及して課税する場合があります

耐用年数を超過している資産でも、資産のある場合は申告が必要です。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

令和3年1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。 ※税務署で行う国税の申告とは異なりますので、市へ必ず申告してください。なお、市では申告内容の調査を行っており、未申告資産が確認された際には、遡及して課税する場合があります

(相続による変更であれば、被相続人の印鑑証明書は不要) ▽売買、贈与などの場合は契約書の写し▽相続の場合は遺産分割協議書の写しなど
その他 届け出用紙は税務課にあるほか市ホームページからダウンロードできます
問い合わせ 税務課(☎402836)

申告期限 令和3年2月1日(月)対象となる資産 ▽構築物(広告看板、門扉、アスファルト舗装など)▽機械・装置(太陽光発電設備、建設用機械など)▽船舶▽航空機▽車両・運搬具(自動車税などの課税客体でないもの)▽工具・器具・備品(測定工具、家具、事務用機器、パソコンなど)
申告の内容 資産の種類、名称、取得年月、取得価格、耐用年数など
申告書提出・問い合わせ 税務課(☎402836)